

## 通学路上のブロック塀等の現場確認について（結果）

横浜市立の各小学校から報告を受けた通学路上のブロック塀等について、本市技術職員等が現場確認を行い、通学路上のブロック塀等の実態を把握するとともに、その所有者に自己点検や改善の実施、適切な維持管理を促してきました。つきましては、現場確認結果を報告します。

### 1. 技術職員等による現場確認結果

#### (1) 通学路を調査した学校数

299 校（44 校は調査対象のブロック塀なし）

※ 横浜市立小学校 343 校（義務教育学校（前期課程）、特別支援学校（2 校）を含む）

#### (2) 結果の内訳

技術職員等が現場確認をした結果、単独のブロック塀だけではなく、擁壁上のブロック塀も見られました。そのため、ブロック塀部分の高さと併せて、通学路面上から擁壁を含めたブロック塀の頂点までの高さの内訳を公表します。

表 通学路面からブロック塀の頂点までの高さ別件数（上段）及びブロック塀部分の高さ別件数（下段）

	内訳 ※ 1						現場確認を行った件数※ 2
	高さ 2.2 m 超	高さ 1.2m 超 2.2m 以下		高さが 1.2m 以下のもの	その他		
		控壁不足 ※ 3	調査対象外 ※ 4		現場確認ができなかったもの		
通学路面からの高さ	1,212 件	2,563 件	1,663 件	368 件	1,199 件	158 件	5,500 件
ブロック塀部分の高さ	198 件	2,671 件	1,902 件	2,631 件			

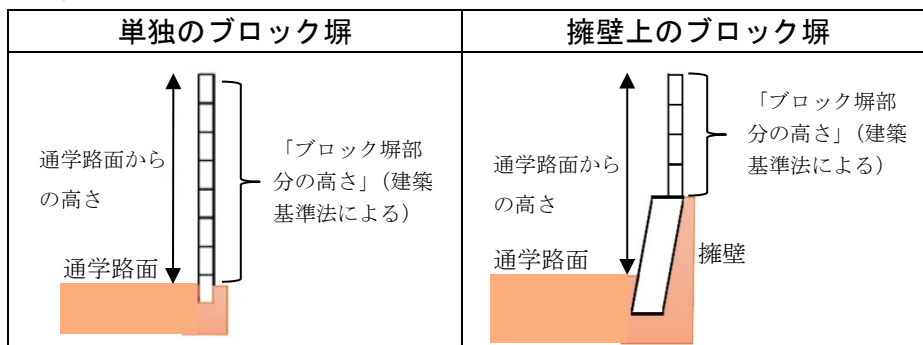
※ 1：この結果におけるブロック塀とは、補強コンクリートブロック塀及び組積造の塀です。基礎や壁内の鉄筋など外観からは確認できない部分もあるため、あくまでも外観調査による結果です。

※ 2：件数は敷地単位で計上しています。

※ 3：ブロック塀部分の高さ 1.2m 超で、現行の建築基準法で定める控壁の有無、控壁の間隔（3.4m 以内）等の仕様に合致しない件数です。

※ 4：物置等の建築物や単独の擁壁など、通学路のブロック塀等に関連しないものです。

図 高さの測り方



## 2. 今後の対応

ブロック塀の改善に向けて、引き続き、所有者への注意喚起を行っていきます。

特に、現行の建築基準法の仕様に合致しない高さ 2.2メートルを超えるもの、高さ 1.2m を超え控壁不足のもの（合計 2100 件）等、改善の必要性の高いものについては、優先的に所有者に対して改善に向けた働きかけを行っていきます。その際、新たな補助制度等についても所有者に周知し、除却や改善等を促進していきます。

### 【参考 1】各小学校から報告のあったブロック塀等の数（7月30日記者発表の内容）

学校からの報告数	内訳	
	塀の高さ 2.2m 超	塀の高さ 1.2m 超 2.2m 以下
5,144 件	1,146 件	3,998 件

※各小学校の調査は、保護者を中心としたスクールゾーン対策協議会等の協力を得て実施。

### 【参考 2】建築基準法施行令（抜粋）

第六十一条 組積造のへいは、次の各号に定めるところによらなければならない。

- 一 高さは、一・二メートル以下とすること。
- 二 各部分の壁の厚さは、その部分から壁頂までの垂直距離の十分の一以上とすること。
- 三 長さ四メートル以下ごとに、壁面からその部分における壁の厚さの一・五倍以上突出した控壁（木造のものを除く。）を設けること。ただし、その部分における壁の厚さが前号の規定による壁の厚さの一・五倍以上ある場合においては、この限りでない。
- 四 基礎の根入れの深さは、二十センチメートル以上とすること。

（省略）

第六十二条の八 補強コンクリートブロック造の塀は、次の各号（高さ一・二メートル以下の塀にあつては、第五号及び第七号を除く。）に定めるところによらなければならない。ただし、国土交通大臣が定める基準に従つた構造計算によつて構造耐力上安全であることが確かめられた場合においては、この限りでない。

- 一 高さは、二・二メートル以下とすること。
- 二 壁の厚さは、十五センチメートル（高さ二メートル以下の塀にあつては、十センチメートル）以上とすること。
- 三 壁頂及び基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径九ミリメートル以上の鉄筋を配置すること。
- 四 壁内には、径九ミリメートル以上の鉄筋を縦横に八十センチメートル以下の間隔で配置すること。
- 五 長さ三・四メートル以下ごとに、径九ミリメートル以上の鉄筋を配置した控壁で基礎の部分において壁面から高さの五分の一以上突出したものを設けること。
- 六 第三号及び第四号の規定により配置する鉄筋の末端は、かぎ状に折り曲げて、縦筋にあつては壁頂及び基礎の横筋に、横筋にあつてはこれらの縦筋に、それぞれかぎ掛けして定着すること。ただし、縦筋をその径の四十倍以上基礎に定着させる場合にあつては、縦筋の末端は、基礎の横筋にかぎ掛けしないことができる。
- 七 基礎の丈は、三十五センチメートル以上とし、根入れの深さは三十センチメートル以上とすること。

### お問合せ先

現場確認等に関する事	建築局建築企画課長	石井 保	電話 045-671-2307
継続指導等に関する事	建築局建築指導課建築安全担当課長	藤井 康次郎	電話 045-671-4530
学校の調査に関する事	教育委員会事務局健康教育課長	植村 一人	電話 045-671-3234